

- (注1) 本論文は、平成30年8月7日にイギリス議会のホームページ (<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/SN06808/SN06808.pdf>) からダウンロードした「US Forces in the UK: legal agreements」を、執筆者の許可を得て沖縄県が翻訳したものである。
- (注2) 本論文の原文及び日本語訳について、ホームページや書籍等に転載する場合には、執筆者の了解を得るなどの手続きを取ること。
- (注3) 主要な部分については、便宜上、マーカー処理をしている。

# 在英米軍に関する法的取り決め

スタンダード・ノート：SN06808

最終更新日：2015年1月8日

著者：Louisa Brooke-Holland\*

部署：国際関係防衛課

※注（沖縄県）：英国議会庶民院（下院）図書館に所属する防衛政策アナリスト

本文書は、在英米軍を統制する法的取り決めについて、簡単に考察するものである。  
在英米軍は、主に1951年の北大西洋条約機構（NATO）軍地位協定（SOFA）と1952年の駐留軍法にその法的基礎がある。

## 地位協定と駐留軍法

外国軍人が現地司法権からどの程度除外されるかを調整するため、特に第二次世界大戦以降は派遣国と受入国の間で結ばれた地位協定（SOFAs）を通じて当該問題の調整を行うことが慣習となっている。<sup>1</sup>

地位協定によって、受入国の同意の下、受入国の領域内で派遣国軍が活動を行うことができる。また、他国で構築された軍司令部の地位も同協定によって規定される。<sup>2</sup> これらは二国間又は他国間でのものとなる場合もあるが、取らなければならない形式、内容、長さ又はタイトルなどの正式な要件は存在しない。

最も基本的な形式では、次のような軍人及び関係のある民間人に対する司法管轄が規定されている。「当該軍人に対する旅券及び査証に関する規則、関税及び消費税の適用除外」「受入国での基地警備、受入国の通過、軍服の着用及び武器の携帯を行う軍人への法律に基づいた権利の規定」「軍施設の構築と維持に係る費用負担の規定」

NATOは1951年に、同盟国間で駐留軍の受入体制を整えるための地位協定を締結した。英国に関しては、英国における外国駐留軍と、在独英軍のようなNATO加盟国に拠点を置く英国軍とに適用される。

NATOの地位協定は、1952年駐留軍法において英国法に編入されている。これらが合  
わさり、英国における米軍の駐留を統制する枠組みを規定している。

駐留軍法の条項は、International Headquarters and Defence Organisations Act 1964において、英国におけるNATO軍司令部にまで拡張された。

その後、駐留軍法は、NATO非加盟だがNATO平和のためのパートナーシップ計画への

参加には合意した国家の軍を範囲に収めるため、1995年平和のためのパートナーシップ地位協定によって拡張された。<sup>3</sup>

更に、枢密院勅令によって、1996年軍隊法が駐留軍法を拡張し、(NATOにも平和のためのパートナーシップ計画にも加盟していないような) 第3者国に適用されることとなった。これは英国軍で訓練を行っている他国の軍人にも適用される場合がある。一例として、2010年駐留軍(指定)命令(Visiting Forces (Designation) Order 2010、SI (=Statutory Instruments、命令) 2010/2970)において、当該国のリストにアルジェリアが加えられた。EU地位協定は、NATO地位協定又は平和のためのパートナーシップ地位協定のいずれにも統制を受けないような軍がある場合に対して適用される。

## 在英米軍

第二次世界大戦以来、米国は英国内に常設の駐留軍を持っている。在英米軍(USVF)は、英国政府の招聘により英国内に駐留している。1951年NATO地位協定(NATO SOFA)及び1952年駐留軍法(VFA)、そしてそれを補足する二国間の協定が、在英米軍と所属する軍人の法的地位を規定している。**在英米軍は、米国法と英国法のどちらにも従うものである。**<sup>5</sup>

この関係性を規定する統括的協定である1952年チャーチル-トルーマン声明(Churchill-Truman Communiqué of 1952)では次のように述べられている。

共有防衛を構築するための取り決めにおいて、米国は英国における特定の基地を使用する。我々は、緊急時にこれら基地を使用することが、時勢を鑑みた英国政府と米国政府の合同決定による事案であることを再確認した。<sup>6</sup>

本声明内では、「緊急」についての定義は示されていない。しかしながら、在英米軍による英国基地の軍事使用は、英国と米国、両政府による合同決定に従うものであると英国政府が述べている。<sup>7</sup> これには、米空軍の航空機による戦闘的活動における英国基地の使用も含まれる。<sup>8</sup>

## 基地と軍人

英国軍基地の多くは、1951年NATO地位協定の下に在英米軍が利用できる。<sup>9</sup> 在英米軍(USVF)の規模と地理的範囲は、ここ数年の間に縮小してきている。<sup>10</sup>

現在、英国全土の様々な場所に米国軍人とそれを支援する民間構成員(軍属)を合わせると約9,600人の人員がいる。<sup>11</sup> 英国における米空軍の主要な活動拠点は、レイクンヒース基地(サフォーク州)<sup>12</sup> とミルデンホール基地(サフォーク州)の2つである。次いで大きな基地が、RAF(=Royal Air Force、イギリス空軍)クロートン基地(ノーサンプトンシャー州)及びRAFアルコンバリー基地(ケンブリッジシャー州)となる。

<sup>13</sup> RAFフェアフォード基地（グロスタシャー州）は待機展開基地として使用されている。

<sup>14</sup> RAFメンウィス・ヒル基地は、米国家安全保障局が使用している。<sup>15</sup> スコットランド、ウェールズ、北アイルランドには在英米軍の基地はない。<sup>16</sup>

米国防総省は、RAFミルデンホール基地、RAFアルコンバリー基地及びRAFモールスワース基地から撤退する意思を表明している。現在アルコンバリー基地及びモールスワース基地で行われている活動は、RAFクロートン基地に移管される予定である。この決定は、2015年1月8日に発表されたEuropean Infrastructure Consolidation（ヨーロッパにおけるインフラ統合）での米プレゼンス評価の一部として行われたものである。RAFミルデンホール基地からの撤退は、2019年以降に開始される見通しである。また、ヨーロッパで初めてF-35戦闘機による飛行中隊を、RAFレイクンヒース基地に配備することも米国防総省より発表された。マイケル・ファロン英国国防大臣は、撤退の決定は残念であったが、F-35戦闘機配備の決定は二国間の防衛協力関係の「力強さ」を反映したものであると強調した。英国ビジネス・イノベーション・技能省は、影響を抑えるため、ミルデンホール基地、アルコンバリー基地、モールスワース基地で検討委員会を招集する予定である。<sup>17</sup>

米空軍の将校として、通常は空軍大佐がイングランドにある米軍基地の司令官となっている。主要な在英米軍の基地には、英空軍の司令官（階級は航空少佐）がいる。英空軍司令官の役割は、米軍基地の司令官と連絡を取り合い、英国防省の職員のために空軍司令官として行動することである。英空軍の司令官は、全ての基地にいる訳ではない。<sup>18</sup>

## 財政に関わる取り決め

1973年費用分担契約（CSA）において、基地使用に関わる財政的取り決めの概要が示されている。ニック・ハーベイ英国防相は、英国内の各米軍基地における建屋、固定資産、用地及びインフラの費用を誰が負担するかを問われた際、以下のように述べた。

借地を基にした小さな範囲のものもあるが、英国における在英米軍の基地を含む全ての用地は、英国防省（MOD）が所有している。関連する公益事業会社の所有物である少数のインフラを除き、全ての建屋、固定資産及びインフラは英国防省が所有している。<sup>19</sup>

「英国の法律又は国防省の方針による要請があり、かつ米国に同等の法的又は政治的要請がなく、英国側の省に費用が請求されるような場合を除き」、米国当局があらゆる開発の費用を負担する義務がある。<sup>20</sup>

## 警備と軍事資材

在英米軍基地の警備に関する条項は、特に米軍が英国内にある自軍基地を警備する

権利と、自軍基地内で警備を強化するために適切な手段を取る権利において、長い間問題となってきた。米軍が配置されている英空軍基地の外部（基地を囲むフェンスの外側）における警備は、英国の責務である。在英米軍は、その内部の警備について責務を負っている。<sup>21</sup> 警備保安活動については、Ministry of Defence Police and Guarding Agency（英国防省警察保安部）と在英米軍間の了解覚書の範囲内である。<sup>22</sup>

兵器の保管については、全ての兵器が適切に認可を受け保管されていることを確保している英国防省に対して、在英米軍が英国内における兵器目録を申告している。<sup>23</sup> 英国防省は「任務上及び警備上の理由により、また英米間の関係を損なわないために、当該兵器の数量、種類及び配備場所を開示することは不適切である」と述べている。<sup>24</sup>

英国における米軍軍事資材の保管は、「英国における米軍爆発物及び兵器の輸出、輸入、輸送、安全、警備、保管及び廃棄、また地上における承認、使用と安全」と題された1997年10月の英米合意覚書の所掌範囲である。<sup>25</sup>

### 米軍による現地経済への貢献

2012年の米空軍の調査（US Air Force Europe Economic Impact Analysis 2012、米空軍によるヨーロッパ経済への影響分析 2012年度版）によると、英国内に駐在する在英米軍による英国経済への恩恵は、13億USドルの範囲にまで及ぶという。在英米軍は、RAFレイクンヒース基地への同部隊駐留の結果として602万USドル、RAFミルデンホール基地で362万USドル、英国内他基地で377万USドルを超える額を、現地経済に投資していると見積もっている。

同調査では、米空軍が英国全土で2,746人の現地国民を雇用したことが示されており、また在英米軍の影響によって、現地共同体に4,588の間接的な雇用を創出しているの見積もっている。その内、RAFレイクンヒース基地で2,193、RAFミルデンホール基地で1,324である。総合したイングランドにおける間接雇用の効果は204.3万USドルとなる。また、英国における現地経済への支出合計は4億571万USドルとみられる。<sup>26</sup>

最大級の米軍基地であるレイクンヒース基地とミルデンホール基地を擁するフォレストヒース郡では、米空軍軍人が人口全体の約20%を構成している。郡議会の概算では、2つの基地が現地商品及びサービスの調達に年間330万英ポンドを消費している。<sup>27</sup>

---

1 John P Grant and J Craig Barker, “Parry and Grant Encyclopaedic Dictionary of International Law”, Oceana Publications, second edition, p485

2 HL (=House of Lords、貴族院) Deb (=Debates、議会討論) 2009年1月27日 cGC62

3 John P Grant and J Craig Barker, Parry and Grant Encyclopaedic Dictionary of International Law, 2nd edition, p485

4 HL Deb 2009年1月27日 cGC62

5 HC (=House of Commons、庶民院) Deb 2013年5月21日 c728W

- 6 Keesing' s Contemporary Archives (キージング・コンテンポラリー・アーカイブ)、1952年1月12～19日
- 7 HC Deb 2005年6月29日 c1568W
- 8 HC Deb 2003年3月24日 c18W and HC Deb 2012年9月11日 c171W
- 9 HC Deb 2008年1月15日 c1137W
- 10 米空軍は、簡単な変遷が載った在英米軍 1942～2011年という短い小冊子を制作している。これはインターネットでも利用可能である。
- 11 “USAFE Economic Impact Analysis Fiscal Year 2012 (在欧米空軍の経済的影響分析 2012年度版)”, RAFミルデンホール基地ウェブサイトより、2013年4月現在;
- 12 レイクンヒース基地はヨーロッパで唯一F-15イーグルとF-15Eストライクイーグルを含むF-15戦闘機を擁する米空軍の拠点である。
- 13 米国防総省、Base Structure Report Fiscal Year 2012 Baseline (2012年度版基地造営物報告書)、 p96
- 14 2010年9月までにRAFフェアフォード基地より米空軍が撤退、基地はNATOの指定する待機基地として、また保守整備を目的としたものではあるものの米軍前線拠点として残る予定
- 15 全基地のリストは、米国防総省Base Structure Report Fiscal Year 2012 Baseline (基地造営物報告書2012年度指針)、96ページに掲載
- 16 HC Deb 2008年10月23日 c478W
- 17 HC WS178 (WS=Written Ministerial Statements、行政文書) 、 2015年1月8日
- 18 HC Deb 2009年12月16日 c1215W
- 19 HC Deb 2011年2月4日 c990W
- 20 HC Deb 2011年2月28日 c84W
- 21 HC Deb 2013年5月21日 c728W
- 22 HC Deb 2003年5月21日 c728W
- 23 HC Deb 2012年3月6日 c677W
- 24 HC Deb 2009年12月8日 c206W
- 25 HC Deb 2010年3月25日 c414W
- 26 “USAFE Economic Impact Analysis Fiscal Year 2012 (米空軍による経済への影響分析 2012年度版)”, RAFミルデンホール基地ウェブサイト、2013年4月現在
- 27 “Economic Development and Tourism Strategy 2009 - 2026 (経済発展と観光産業戦略 2009～2026年)”, フォレストヒース郡議会、p5